

狛福高発第 000344 号  
令和 5 年 5 月 29 日

各介護保険サービス事業所  
管理者 様

狛江市福祉保健部長  
宗像 秀樹  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う  
狛江市の臨時的な取扱いの変更について

平素より、狛江市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、狛江市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、それに伴う介護保険サービスの臨時的な取扱いの明確化のため、「狛江市における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 3 月 16 日時点）」等を発出してきました。

この度、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の類型が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」と言います。）に規定される、5 類感染症に変更されることに伴いまして、令和 5 年 5 月 1 日付けで、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」が発出されました。また、これに関連して、東京都からも各種通知が発出されました。これらを受けまして、狛江市における臨時的な取扱いを別紙のとおり変更いたします。

事業者の皆様におかれましては、別紙の内容を御確認の上、適切に御対応いただきますよう、お願いいたします。

問い合わせ先

狛江市福祉保健部高齢障がい課介護保険係  
担当 鈴木、岩下  
電話 03-3430-1111 内線 2233・2234  
F A X 03-3480-1133  
メール [kaigokkr@city.komae.lg.jp](mailto:kaigokkr@city.komae.lg.jp)